**日本共産党　佐藤まさゆき　一問一答(60分)**

**◎佐藤正幸委員**　それではまず早速、原発問題についてお聞きしたいと思います。

まず、有識者会合が「活断層だと解釈するのがより合理的」と、こうする評価書案をまとめたことに関して、一般質問を踏まえて1点だけまず指摘をしておきたいと思います。

この有識者会合の役割というのは、評価書案の記述のとおり原発敷地内の破砕帯について現地調査を実施するとともに、北陸電力が行った調査結果等を用いて将来活動する可能性のある断層であるかどうかの評価を行うというのが役割であって、知事が言うのは北陸電力と議論して北陸電力も納得するような結論を出すと、そういう性格のものではないということをまず私は指摘をしておきたいというふうに思います。

そこで、原子力規制委員会が新規制基準の適合性審査について、安倍総理は「世界で最も厳しい規制基準」と、こう言いますけれども、住民の避難計面の是非がそこにはありません。要は住民がきちんと避難できるかどうか、規制委員会は安全の判断の材料としないというのが極めて無責任な対応だと私は思います。その住民の避難計画についてはー昨年、26年の11月県議会で当時の大桑初枝県議のー般質問に対して県は、「内閣府のもとに設置されております原子力防災会議で内容、進捗を確認している」と、こういう答弁がありました。私は避難対策を事実上自治体任せにしていると、この国の姿勢に疑問を持ちました。その後、内閣府は志賀地域原子力防災協議会を設置して、地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であると。「計画は内容の具体性や実効性が重要であり、自治体のみでは解決が困難な対策について国の積極的な支援が期待されている」と、こう明記をしております。

そこでお聞きをしますけど、志賀原発における緊急時対応、これが国の原子力防災会議で了承されるということのようですが、志賀原発における緊急時対応がいつごろこの原子力防災会議で了承されるのか、その見通しをまずお尋ねしたいと思います。

**◎絈野健治危機管理監**　国におきましては、地方公共団体の地域防災計画や避難計画の具体化、充実化を支援するため、原子力災害時における要配慮者対策や避難先、移動手段の確保、国の実動組織の支援などの具体策を緊急時における対応として取りまとめ、関係省庁や関係自治体が参加し、原発所在地域ごとに設置した地域原子力防災協議会において国の原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的なものであることを詳細に確認し、最終的に総理が議長を務める原子力防災会議において了承されることとなっております。

お尋ねの志賀原子力発電所の緊急時対応につきましては、国によれば個々の要配慮者の心身の状況に応じた避難車両の確保などについて丁寧な検討が必要であることから、現段階で具体的な時期を申し上げることはできないと聞いておるところでございます。

**◎佐藤正幸委員**総理が議長となる防災会議で、具体的かつ合理的かどうかということを確認した上で了承するということだと思います。見通しは今のところないと。それでは再稼働などできるはずがないわけでありまして、もうひとつは、じゃ原子力防災会議で了承されたら本当に合理的かつ具体的なものなのかどうかということであります。

事実、昨年の12月18日に、第6回原子力防災会議では福井県の高浜原発の緊急時対応が了承されました。しかし了承されたはずの計面が3月9日の大津地裁の判決で、避難計画にも疑問が残るのに関西電力は主張を尽くしていないと、3.4号機の運転停止を命ずる仮処分の決定の判決が出されました。要は司法から了承された避難計画はノーだと、こういう判決が下ったわけであります。

そもそもこの規制基準、新規制基準にも規制委員会のホームベージには、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保されるわけではありませんと、新規制基準は絶対的な安全性が確保できるわけではないと書いてあるわけですね。安全対策に規制委員会も責任を持たない、避難計画は議論の対象ともしない、内閣府も了承した避難計画が司法から疑問が残るとされて実効性のある避難計画をつくれない、無責任そのものではないかと私は思うわけであります。

そこで、県の策定している今の避難計画について具体的にただしていきたいと思います。

県が2014年1月に公表した避難時間シミュレーションというものがございます。30パターンの避難時間の推計を出していますが、前提条件として、自動車の保有率などから自家用車1台に2.5人の住民が乗車をするとして、夜間の時間帯では5キロ圏内で住民4,200人の方々が自動車1,700台で避難する。30キロ圏内では住民16万人の方々が自動車6万5,000台で避難すると、こういうシミュレーションを出しております。シミュレーションでは自動車利用率を95%、50%、70%、それそれぞれ避難にどれだけ時問がかかるのかをシミュレーションしておりますが見方を変えれば、残りの5%、50%、30%の人たちは自家用車を利用しないで避難をすると、こういう想定をしているんです。

そこでお聞きしたいんですが、自家用車を利用しないで避難をするために必要なバスなどは何台必要だとシミュレーションをしたのか。そして、さきの作業部会では「情報を共有し、防災訓練ヘの反映を行いながら円滑な住民の避難の確保に取り組む」と、こうしてありますので、シミュレーション出した以上、必要なバスの手配を具体化する必要があると思います。このバスの手配の具体化はどのように進めるおつもりか、お尋ねしておきたいと思います。

**◎絈野健治危機管理監**平成25年度に実施しました避難時間推計シミュレーションにつきましては、避難バスの必要台数を算出するためのものではなく、住民の避難時間を推計するために、国から示されたガイドラインに基づき、住民の95%が自家用車を使用する場合と70%、50%が使用する場合の三通りのシナリオを設けて推計を行ったものでございます。このシナリオの中で自家用車を使用しない住民については、バス1台当たり20人が乗車して避難することとしており、推計に用いたバスの使用台数は自家用車使用率が95%の場合は即事避難が必要となる5キロ圏内で10台、1週間程度以内での避難が想定される5から30キロ圏内で約400台となっております。また、使用率が70%の場合では5キロ圏内で約60台、5から30キロ圏内で約2,450台、使用率が50%の場合では5キロ圏内で約100台、5キロから30キロ圏内では約400台となっております。ただし、このシミュレーションはあくまでも住民の避難時間を推計するために5キロから30キロ圏内にー斉に避難指示が出されたということを前提に行ったものでございます。実際の避難ではモニタリングの結果に基づき避難地域を特定して避難が行われますことから、実際に必要となるバスの台数はこれよりも少なくなると見込まれております。

避難に使用するバスの必要台数については、原子力災害時の緊急時対応を取りまとめた他県においては市町が住民に対して避難手段に関するアンケートを実施し、地域で対応することができる旨、確認したと聞いており、今後、本県においても関係市町が住民ヘのアンケートを実施し、地域原子力防災協議会でバスの確保について検討していくことになるものと考えております。

**◎佐藤正幸委員**　一応試算として5キロ圏内で、自動車利用率が95%の場合は約10台、70%の場合は60台、50%の場合は100台のバスが必要だと、こういう具体的な数字が出てきたわけであります。こうなった以上、これが本当に確保できるのかどうか、現実的なものかどうかということが今後私は県に問われてくるというふうに思います。

そして、この中で私、指摘したいのは、入院患者、福祉施設入居者の避難についても30キロ圏内では医療·福祉施設が165施設、6,500人の定員があるというふうにお聞きをしております。この確保についてもようやく志賀町の5キロ圏内の入所者、在宅の避難行動要支援者に必要な台数の調査が始まったという段階であり、どう車両を確保するのかの検討すらまだ入っていないというのが今の状況ではないかというふうに思います。

これが本当に現実的、合理的なものなのかどうか、私は非常に疑問が残ります。結論的に言いますと、私はこんな避難計画をつくらざるを得ない原発は非現実的だと。原発に依存しないことこそ、県民の命と安全を守る最も現実的な道だというふうを私は強調したいと思います。

次に、志賀原発を再稼働したときに発生する使用済み核燃料についてお尋ねしたいと思います。

これは既に北陸電力でも公表しておりますし、そしてこの使用済み核燃料から生まれる高レベル放射性廃棄物、この処分については原発立地自治体として無関心ではいられないと私は思います。原発を再稼働はするが、使用済み核燃料は県外に出してしまえば後は知りませんと、こういうわけにはいかないと私は思います。

この使用済み核燃料の処分の見通しを原発立地自治体の知事としてはどんなふうに認識されているのか、知事にお尋ねしたいと思います。

**◎谷本正憲知事**国のエネルギー基本計面によりますと、使用済み燃料の再処理等を行う核燃料サイクルを推進すると同時に、高レベル放射性廃棄物の最終処分については国が前面に立って取り組みを進めるということにしておるわけであります。使用済み燃料については各原子力発電所で冷却した後、再処理施設に搬出をするということにしておりまして、現在、新規制基準に基づく適合性審査が行われております六ヶ所村の再処理工場が稼働すれば、志賀原発を含め全国の原発の使用済み燃料の受け入れ処理が今以上に可能になるものというふうに考えております。高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定については、国が科学的に、より適性の高い地域を提示し、重点的な理解活動を行った上で複数地域に対し申し入れを実施することにしておりまして、現在その科学的な要件等を検討しているところであるとお聞きをしております。

エネルギー政策は国民生活や経済活動の基本にかかわることから、世界のエネルギー情勢を初め、我が国の経済構造や国民のライフスタイル等を踏まえて実施されるべきものであり、国においてしっかりと対応していただきたい、このように考えております。

**◎佐藤正幸委員**今、再処理工場が稼働すればというお話がございましたが、これは皆さん御存じのとおりに青森県の六ヶ所村の再処理工場は技術が未確立でトラブルが相次ぎ23回も完成が延期されて、いまだに動いておりません。動く見通しがありません。そして、ここで生まれる高レベル放射性廃棄物の処分方法は世界中で、どこも開始されていないというのが今現状であります。

時間の関係で詳しいことは言いませんけれども、既に北陸電力から志賀原発1号機の使用済み核燃料はフランスあるいはイギリスに搬出され、再処理されたのち、六ヶ所村に返ってきております。そして、いまだに1号機には使用済み核燃料が672体貯蔵され、2号機の使用済み核燃料も200体がまだ残っています。これを六ヶ所村に運ぼうと思っても、すでに六ヶ所村の貯蔵プールが満杯で、運べないという状況にあるというふうに思います。

私は知事にぜひ、今原発という技術システムと、原発再稼働の政治の流れとは大きな矛盾が今生まれていると、そういうことを知事として認識していただきたいなというふうに思います。

原発の最後にお尋ねをいたしますけれども、昨年11月の有識者会合のピア・レビューございましたが、ここでは私も資料改めて読んで、地質学会の会長が座長を務めております。文字どおり地質学会の座長という肩書を持つ方が会長を務めていて、この中で学会推薦の4人の方々が結論を出したわけです。私はこの結論は極めて重い、この結論を覆すことは極めて難しいと思います。

そこで私、知事に提案するんですけど、この際、原発撤退の決断を選択肢に置いて、県庁内に原発撤退後、どう雇用を確保するのか、地域振興するのか、そして原発交付金に依存しない自治体財政のあり方をどうするのか、検討すべき時期に私は来ているというふうに思います。これについて知事の見解をこの問題の最後にお尋ねしておきたいと思います。

**◎谷本正憲知事**志賀原子力発電所について、今後、敷地内破砕帯について有識者会合の評価書案が規制委員会へ報告された後、規制委員会での法に基づく審査の中で重要な知見のひとつとして参考にされるとのことでありますけれども、国には北陸電力が今後提出する追加調査等による新たなデータも含め、幅広い見地から科学的な根拠に基づき厳格な審査を行い、地元住民はもとより国民の理解と納得が得られるよう、しっかりと説明責任を果たすことを引き続き強く要望してまいりたい、こういう思いでございます。

**◎佐藤正幸委員**　まだ再稼働の方向を続けるということではなかったと思いますが、私は提案するんですけど、実際、志賀原発を廃炉にしたときに廃炉作業には20年以上かかりますし、その面での雇用、仕事は維持確保されると私は思います。そして、日本の国内には既に今廃炉作業を行っているところ、あるいはこれから廃炉作業を行うところがあります。浜岡の1号機、2号機、敦賀1号機、美浜1.2号機、島根1号機など、また玄海1号機、こうした例も調査研究ができると私は思うんです。そして、調査研究の結果、能登に再生可能エネルギーと関連する新産業を誘致、育成する、そして廃炉作業によって広がる能登の農林漁業、関連産業の育成など、国へこうして原発に依存しない能登をつくるという提言をすることとあわせて、ぜひプロジェクトチームを今から立ち上げて検討してほしいと私は要望しておきたいというふうに思います。

次に、質問に移りますが、県内経済の動向などについて幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、実質賃金の問題について。内閣府が昨年12月28日にミニ経済白書というものを発表いたしました。今日はわかりやすくするためにグラフをつくってまいりましたので、ぜひごらんいただきたいんですけれども(グラフ提示)、2010年を100としたときに安倍政権の3年間で実質賃金は下がっているということです。

簡単に説明しますけど、2012年11月、安倍政権ができたときです。一般労働者も実質賃金は下がっています。パート労働者においても安倍政権発足後、実質賃金は下がっているんです。これは内閣府の提出資料をもとにつくったグラフでございます。知事が言うように、経済全体として経済の好循環が起こっているというのであれば、私は多少の凸凹はあっても全体として右上がりになると思うんですね。一般労働者の実質賃金もパート労働者も。ところがそうなっていないわけです、実際問題は。なぜこうなっているのか、その理由をまず知事にお聞かせ願いたいというふうに思います。

**◎谷本正憲知事**　私がお答えする立場にあるかどうかはわかりませんが、国会でも実質賃金の低下についてはさまざまな議論が行われているようでございます。安倍総理や閣僚の皆さん方の答弁では、「当然のことながら消費税増税の影響に加えて景気が回復し、雇用が増加をする中、パート等で働く人がふえていること、労働力不足の中で定年後に再雇用される方が増加をし、こうした方々はー般的に給与水準が下がること、働いていなかった方が新たに働き始めた場合、最初は低い賃金であることが多いことなどから1人当たりの平均賃金が低くなり、こうしたことが実質賃金を押し下げる要因となっている」と、こう答弁されているようでございます。総理、大臣が答弁されている事柄でありますから、私もそのような実態があるのではないのかなと、これは推測の域を出ません。

**◎佐藤正幸委員**　なぜこの問題を知事に聞いたかというのは、知事がアベノミクスを賛美して、そしてそのもとで3年前の予算委員会でもやったように、企業が利益を上げる環境を整えれば賃金がいずれ上がっていくんだと、こういうことを賛美したので知事そうではないんじゃないですかと、3年間たって、アベノミクスやったけれども実質賃金は下がっているから、これは知事としてはどうお考えなのかと、こういう角度で私は質問したつもりであります。

それで、県内の景気動向も決していいものではないというふうに私は思っております。これも報道ございましたけれども、3月11日に財務省北陸財務局が北陸3県の法人企業景気予測調査というものを発表いたしました。この調査によりましても、景気が上昇したという企業の割合から景気が下降したという割合を差し引いた全産業の景況判断指数という、B S Iというんでしようか、マイナス11.2%になっています。特に中小企業のマイナスが20.9%、落ち込みが非常に大きい。私は幾ら企業の利益がふえても賃金には回らない、日本経済として景気はよくならないということをぜひ知事や執行部の皆さんにも認識をしてもらいたいということで、グラフをまた持ってまいりました(グラフ提示)。

これは財務省の法人企業統計を使って、1999年を100としたときに、ここを100としたときの指数であります。25年間、賃金は横ばいなんですよ。何が上がったかといったら、資本金10億円以上の場合は経常利益が15兆円から37兆円に上がっています。そして、配当金もこれは3兆円から12兆円に上がっています。だから、企業は利益上がっても賃金は横ばいで、結局企業の懷に入ってしまっていると。そして、ここには紹介しませんでしたけれども、内部留保ですね、これもふえてきているわけです。政権発足後、2012年には大企業、資本金10億円以上ですね、272兆円だったものが27兆円伸びて2014年には299.5兆円と300兆円に迫る勢いであります。

なぜこんなことになるのかと。私は端的に言いまして、高度経済成長期と今、日本は違うと。今や日本の大企業は、その大株主は外国企業や海外資本で株主ヘの配当金が最優先される、こういう経営を求める株主資本主義と言われる弊害が今指摘をされています。加えて、皆さん御存じのとおりに生産提点が海外に行って産業空洞化を進めて、国内総生産の6割を占めるGD Pが冷え込んだまま。この国内生産の6割を占める個人消費をどう温めるのか、ここが今問われているというふうに思います。

そこでお聞きしたいんですけれども、これは県の統計だと思いますが、毎月勤労者統計調査、これを見ると県内の平成27年の実質賃金ですね。これは平成27年の月別、決まって支給する実質賃金、平成27年は12カ月中10カ月が前年比マイナスになっています。なぜ1年のうち10カ月も前年より下がっているという賃金になっているのか、その理由をまず部長にお聞かせ願いたいというふうに思います。

**◎田中新太郎商工労働部長**　委員御指摘のように、本県の毎月勤労統計調査における平成27年の定期給与に係る月別の実質賃金指数につきましては12カ月中10カ月が対前年比ではマイナスとなっております。ただ、全ての月で基準となる平成22年の値を超えるとともに全国平均も上回っている状況にあります。また、直近3カ月で見ますと増加傾向にございまして、どの月も全国平均を6ポイント程度上回っているという状況にございます。

お尋ねの理由、要因でございますが、近年、雇用者総数が増加する中で、これが続く中で正規労働者数、非正規労働者数双方が増加を県内ではしておりまして、昨年に比べますと正規労働者より賃金が低いとされる非正規労働者の割合が上昇しているということがひとつの要因と考えております。

**◎佐藤正幸委員**　私は決して県内の景気は楽観視できないということだと思うんですね。部長がいろいろ言われるようにさまざまなばらつきがあるということではないかと思うんです。

今、正規雇用の問題もお話ありましたので、ここも少し御紹介しますけど、正規雇用の面ではどうかということで、私、一般質問で質問したら、安倍政権発足後の詳細なデータがないということでしたので、私またグラフを持ってきたんですが(グラフ提示)、これも総務省の労働力調査です。県内ではふえていると言いますけど、私は日本経済全体として雇用がどうなっているのかと、その認識を持つことが大事だというふうに思うんですよね。

総務省の労働力調査を見ると、ここが安倍政権発足時です。2012年の10月―12月期に3,330万人いた正規雇用が今では3,307万人に23万人減少しています。そして、非正規雇用は下に書きましたけど、1,843万人、割合35.6%から3年間で2,015万人ヘと非正規雇用増えています。割合も増えています。いろいろおっしやいますけど、やはり日本経済全体として今こうなっているという認識のもとで県政運営をするということが必要ではないかなというふうに思います。

そこで、我が党は皆さん御存じのとおりに個人消費を直接温めると、このために大企業に社会的責任を果たさせる。具体的に言えば、企業ですから別にもうけを上げるごとが悪いわけではないわけであります。もうけを上げることはー向に構いませんが、もうけを上げたらきちんと賃金に回して非正規を正規に切りかえて雇用を安定させる。そのために内部留保を取り崩していくということを提案して、安倍内閣の閣僚もそのことはある程度認めざるを得なくなりました。しかし、知事は、大企業の内部留保を取り崩して賃金に回すなどのメッセージを発しないばかりか、3年前の私の質問に私が言ってもいないのに「知事が介入すべきではない」とか「民主主義国家だから指示できない」などと答弁をされました。私は知事として介入しろとか指示しろなどと、そんなことを言っているわけではないんです。そういうメッセージを発するべきではないかと、こういう意味だったわけであります。

そこでお聞きしますけど、県内の主要大企業はどうかと。例えば小松製作所、JR西日本、北陸電力の内部留保は今どうなっているか、県としては調査分析をされているのかどうか、お尋ねしておきたいというふうに思います。

**◎田中新太郎商工労働部長**　内部留保でございますが、財務省では利益剰余金のことと定義しておりまして、御指摘の各社が公表している財務諸表を見ますと、コマツさんは2015年3月期で約1兆2,600億円、JR西日本さんは2015年同期で約6,600億円、北陸電力さんは約1,700億円となっているものと承知をしております。

**◎佐藤正幸委員**　全労連の調査によりますと、小松製作所の場合は1兆5,000億円、そしてJ R西日本は1兆891億円、北陸電力は約3,500億円という数字も一方でございます。

それで、この内部留保を使って月2万円の賃上げをした場合どうかという試算も全労連の調査でございます。ちなみに紹介をしておきますと、小松製作所の場合は1兆5,000億円の内部留保の1.07%を崩すだけで月2万円の賃上げが可能です。100分の1ですよ、内部留保の。100分の1取り崩せば月2万円、全労働者の賃上げはできる。JR西日本に至っては1.67%。北陸電力もいろいろ言いますけれども0.73%であります。100分の1にも満たない内部留保の取り崩しで賃上げができるということであります。

私はここで最後のパネルということで紹介したいんですけど(パネル提示)、総務省の家計調査というものがあります。ここで2人以上の世帯で、勤労者世帯のいわゆる実質可処分所得ですね。いわゆる自由に使えるお金です。これがどうなっているのか、今現在40万円ぐらいです。これが30年前までの水準に落ち込んでいるということであります。確かに高度経済成長期のあたりでは、実質可処分所得は伸びます。ずっと伸びました。しかし、1997年以降、可処分所得が落ち込んできているわけですね。自由に使えるお金が少なくなってきているんです。なぜこうなっているかと。これは先ほど言ったように実質賃金が伸び悩む、また消費税増税によって物価が上がる、またはアベノミクスによって円安が加速する、そして公的年金の保険料とか国民健康保険料とかこういうものがどんどん上がって実質可処分所得が落ち込んでいる。これがやっぱり私は消費を冷え込ませていると、こういう認識のもとで今県政運営をすることが必要ではないかということで、次に、こうなっているところにさらに社会保障の改悪を押しつけて消費税10%増税したらどうなるのかと、こういう角度から次の質問に移りたいというふうに思います。

貧困と格差についてのまず認識についてお尋ねしたいと思います。

全国的に子供の6人に1人が貧困状態にあるということに象徴されておりますように貧困と格差が広がっております。そして、子供の貧困について私は一般質問で沖縄県のように実態調査をすべきであり、市町のデータがあればすぐにできることだと求めましたが、その姿勢がなかったのは残念でありました。

なぜそういう県が姿勢になるのか。それはそもそも知事の認譏として今の日本は貧困大国になっている。今の日本は貧困大国になっているという、貧困と格差が広がっている、そういう認識が弱いのではないかというふうに私は思いました。

そこで、貧由の広がりという点では知事はどんなふうに認識をされているのか、知事の認識をお尋ねしておきたいというふうに思います。

**◎谷本正憲知事**我が国における貧困と格差の現状について、国では格差に関する指標はさまざまであり、格差が拡大しているかどうかについては一概に言えないとしつつ、年金給付など社会保障制度による再分配後の所得の格差はおおむね横ばいで推移している一方、相対的貧困率は長期的な傾向としてはおおむね緩やかに上昇している、こういった説明をしておられるというふうに承知をしております。

なお、生活保護の状況を見ますと、人口に占める生活保護者数の割合である保護率は本県では全国平均の半分以下の状況でありますものの、本県においても全国の傾向と同様、緩やかに増加をしておると、こういう状況でございます。これらのことから、生活保護制度に加え、本年度から施行されている生活困窮者自立支援制度や子供貧困対策などについて国や市町などとも連携を図りながら、ひとつしっかり取り組んでまいりたいと、こういう考えでございます。

**◎佐藤正幸委員**　率直に言いまして、私はやっぱり認識が甘いのではないかというふうに思います。県内でもこんな声が寄せられています。「納豆とメカブ食って元気つけようとしているわしらの生活、わからんやろうね。高級料亭で月何万円も食事するような首相や政治家にはわからんやろうねと、こういう声もありました。そして、午前中の質疑でもあったように生活保護世帯は平成15年から見れば約1.5倍、6,000世帯を超えて、最新の数字では6,500世帯という午前中の質疑でございました。就学援助の受給率も2014年は13.0%、実に7人に1人の割合で生徒が就学援助を受けていると。全国的にも所得がない世帯が30%、実に3世帯に1世帯が、貯蓄がない。あるいは年収200万円のいわゆるワーキングプア、全体の24%に当たり、安倍政権の2年間で49万人増えています。

一方で、上のほうはどうかというと、私も驚きましたけど、ワールド·ウェルス・レポート2015というものによれば100万ドル以上、日本円1億2,000万円以上の金融資産を有する人が日本はアメリカに次ぐ世界2位。米国の経済誌「フォーブス」という雑誌によれば国内第1位はユニクロの社長、金融資産は2兆5,320億円です。国民1人当たりの預貯金の19万人分というふうに言われております。国民19万人分の資産を1人が持っていると。そして、アベノミクスによって膨れ上がる大株主の金融資産です。ソフトバンクの創業者の方は安倍政権発足後、93億円配当金を受け取っているそうです。8,500億円の金融資産をふやしています。驚くべき数字です。

こうした貧困と格差の広がりの中で、本来生存権を保障すべき社会保障が今後どうなっていくのか、そうした角度でお尋ねしたいと思います。

皆さん御存じのとおり政府が進めようとしているのは、社会保障の大改悪です。財務省の工程表、社会保障改革の工程表などを見ますと、大変驚きます。例えば今後、要介護1.2の方を介護保険から外す。65歳から74歳の方の介護保険の利用者負担を2割にする。あるいは年金支給開始年齢をさらに引き上げるなど、これから大改悪が目白押しであります。政府はいつも持続可能な制度の構築というふうに言いますけれども、こんなことをしたら社会保障制度の改悪そのものであり、重度化、悪化などで医療費や介護の費用もかさんで財政面でも悪循環になるのではないかというふうにおもいます。

こうした方向の中で県政運営をするわけですから、こうした社会保障の改悪を目指す政府の方向について知事はどんなふうにお考えになっているか、認識をお尋ねしておきたいと思います。

**◎谷本正憲知事**　委員御指摘がありました財務省が示した社会保障の改革工程表、これはあくまでも私は財務省の案だと。政府の案ではないんですね。財務省の案でありまして、今後、関係する省庁や審議会等において検討がされるものと、こう承知をしておるわけであります。

そもそも社会保障制度については、高齢化等に伴い、今後も所要経費の伸びが見込まれる中にあって受益と負担の均衡のとれたまずは持続可能な制度として維持をしていかなければいけない。そのためには制度の改革に不断に取り組んでいく必要があるというふうに考えるわけであります。

しかしながら、社会保障制度の改革にあっては受益と負担について国民の納得を得る必要がありますほか、国と一体となって社会保障サービスを提供している地方の理解と協力なしにはこれは実施をし得ない、このように思うわけであります。国においては地方の実情を踏まえるとともに、国民の理解と納得が得られるよう、ひとつひとつ手順を踏んで丁寧に対応していただく必要があるというふうに考えております。

本県としても必要があれば全国知事会等を通じ、国に対しては必要な意見具申をしてまいりたい、こういう考えであります。

**◎佐藤正幸委員**　ぜひ私は全国知事会を通じてということで頑張っていただきたいというふうに思うんですけど、そのためにも少し実態を紹介しておきたいと思います。

例えば国民健康保険の問題で、保険料滞納世帯は県内で15%、約2万5,000世帯が保険料を滞納されておられます。いわゆる保険料が高過ぎて払えない。そしてその結果、保険証が取り上げられて病院に通いたくても通えない人が後を絶ちません。例えば50代の男性の方、食欲不振と下痢症状で緊急搬送されました。半月前から食事もとれなくなって、市役所に電話して保険証をもらえないかと、こう電話で相談したら、滞納があるため保険証発行できませんと、こう言われて、我慢がもう限界で病院に担ぎ込まれたら極度の痩せ、低栄養状態、検査でがんが見つかったと、こういう事例は後を絶たないわけであります。

私は強調したいのは、今でさえ社会保障が支えになっていない、こういうもとでそこにさらに改悪を加えたら生存権そのものを脅かしかねない。制度は残っても暮らしはズタズタになるのではないかと。そういう認識が私は県には必要だと、そういう角度から知事、ぜひ知事会通じて、国にはっきり意見を申し述べていただきたいというふうに思います。

私は率直に言いまして、県の姿勢はこういう認識が甘くて暮らしを守る防波堤として県の役割を果たすという姿勢をもっともっと強めるべきだというふうに求めて、次の質問に移りたいというふうに思います。

いわゆる今紹介したにように、病院に行かなくてはいけないほど体調が悪いのにお金がなくて病院にかかれない。こういう人たちにとって無料低額診療、この無料低額診療というのは欠かせない役割があるというふうに考えます。

県としてはこの無料低額診療句，役割をどう認識されているのか、あるいは県内ではどんな病院で実施をされているのか、部長にお聞かせいただきたいというふうに思います。

**◎高本和彦健康福祉部長**　社会福祉法に規定に基づきます無料低額診療事業につきましては、低所得者に対する必要な医療を提供する上で一定の役割を果たしているものと考えております。県内では公的医療機関が1施設、民間医療機関が8施設、計9施設が無料低額診療事業を実施しております。

**◎佐藤正幸委員**　今お話あったように社会福祉法に基づくもので、まさに命綱と言える役割を果たしているのではないかというふうに思います。医療が必要であるにもかかわらず、経済的な理由で受診抑制が起きないように医療機関が無料または低額で診療を行うというものであります。この無料低額診療にかかわる方はこんなふうに述べられています。「医療費が心配でも我慢して悪化する前に病院の相談室で相談してください。医療費が払えないということは生活そのものが大変だということですから、本来の問題の解決もお手伝いしたいと思います」と。私は本来、自治体のあるべき姿はここにあるんではないかというふうに思うんですね。事実、さきの病院では事業や借金の整理とか生活保護の受給というところも含めて支援も行っているようであります。

我が党は国会でも、この無料低額診療事業を今度は保険薬局にも拡大をするように求めております。生活が大変で薬代を払うことができない、こういう人たちのためにも自治体が支援して無料低額診療を保険薬局に拡大しているというところもございます。また、介護の分野に拡大して、例えば訪問看護に適用するとか、そういうことも私は必要だというふうに考えます。この辺の拡大について県としてはどんなふうにお考えになっているのか、お尋ねしておきたいと思います。

**◎高本和彦健康福祉部長**　社会福祉法の規定に基づきます無料低額診療事業のあり方につきましては、法に基づく制度でございますので、国全体の問題として検討すべきものと考えておりまして、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

**◎佐藤正幸委員**　先ほど言いましたように、一定の役割というふうに部長お話しされましたけど、私は大事な役割を果たしていると思うんですね。公立病院でもやっているということですから。ですから私はこの拡大も国の動向を注視というだけにとどまらず、積極的な県としての支援も検討していただきたいというふうに要望をして、次の質問に移りたいというふうに思います。

次は若干、雇用の問題というか、人間らしく働けるルールということで質問しますが、安倍総理は一億総活躍社会ヘの挑戦ということで、雇用の分野ではワークライフバランスの確保とか言いますけれども、しかし実際進めていることは企業が世界で一番ビジネスしやすい国ということで、労働法制の規制緩和を進めていることはこの議会でも幾つか質問もあったとおりです。昨年の通常国会では裁量労働制を拡大するとか、あるいは労働時間規制を適用除外する、こういう労働基準法の改定案を出しました。これではサービス残業が合法化されると私は思います。

そこで、県内のサービス残業の実態はどうかと。石川労働局が昨年11月に実施をした過重労働重点解消キャンペーン、この重点監督実施結果が2月25日に公表されております。重点監督の実施事業所とは319事業場に上り、労働関係法令違反があったのは約8割、253事業所に上っています。賃金不払い残業、すなわちサービス残業は13%に当たる42事業所にあったと、こういうふうに報告されています。非常に驚くべき数字ではないかと思います。

そこでお聞きしますけれども、県はこの問題では「労働法制の周知については人事労務管理者向けのセミナーを開催している」と、こういう答弁もございました。予算書をめくってみましたけど、その予算はどうかといったら労働教育事業費で約49万円であります。しかし、先ほど紹介したように違法な働かせ方は後を絶たず、わずか49万円の予算ということでは県の姿勢は余りにも私は貧弱だと言わなければなりません。

そこで、人事労務管理者向けのセミナーというものはどんな企業を対象にして、どれぐらいの企業が参加し、そしてどんな効果を上げているのか。また、これはやっぱり全部の事業所に参加をしてもらう必要があるという点ではどんな努力をされているのか、あわせてお尋ねをしておきたいと思います。

**◎田中新太郎商工労働部長**　県におきましては、県内の製造業や建設業、小売、卸小売業など、さまざまな業種の企業における人事労務担当者の皆さんを対象として、労働時間の適切な管理や職場のトラブル解決といったことをテーマに年3回ワークセミナーを開催しております。今年度は延ベ169の事業所、団体の担当者等に御参加をいただいており、セミナー終了後のアンケートでは受講した方々から「具体的な事例等が多く参考になった」あるいは「今後の業務に生かしたい」といった声が寄せられているところでございます。また、セミナーの開催に当たりましてはできるだけ多くの企業に御参加いただけるよう、労働局や市町等の行政機関、労働組合及び各種事業協同組合等、県内1,000力所以上に開催のリーフレットを送付しておりますほか、メールマガジン等の県の広報媒体を通じて広報に努めているところでございます。

**◎佐藤正幸委員**　ぜひ私は、この分野ではもっと本腰を入れて県の施策の強化を求めたいというふうに思います。

さきの労働局の調査ですけれども、これはどういう対象かというと、長時間の過重労働による過労死などに関する労災請求のあった事業所、あるいは若者使い捨てが疑われる事業場等に対して行ったと。これが319も県内にあったということであります。しかも月200時間を超える違法な時間外労働が2事業場、労働時間の把握方法が不適正だという事業場も2割に上ったというふうにありました。

ぜひ私は県としても、例えば県内の労働基準監督官、これを増員するということも含めて県としての積極的な役割発揮を求めておきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

次は、中小企業支援にかかわって幾つかお尋ねしたいと思います。

県が中小企業振興条例をつくったことは重要ですけれども、私はそこに魂を入れるということが必要ではないかと思います。特に県内の経済を支える小規模事業の方々、仕事の確保とか事業ヘの持続の支援、それから後継者問題、この具体的な内容をぜひ全事業所を調査するということが必要ですし、そして具体的には内発型·循環型ということで仕事の回る住宅リフォームとか、その商店版と言える店舗·商店リニューアル助成制度、これが必要だと私思いますが、残念ながら予算化はされませんでした。

今、県内の中小零細企業の実態を考えたときに、今でさえ大変なのに消費税10%が増税されたら大打撃になると思います。そして、この10%増税を撤回する立場から複数税率という、導入がされますことになりますけれども、その前提となるインボイスの導入について2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、この複数税率が導入された場合に事業者は複数税率に対応した適正な課税を受けるために商品ごとに税率と税額を記入した請求書、インボイスの発行が義務づけられることになるようであります。これによって中小零細企業は複数税率に対応するためにレジを導入する、システムの仕様変更、値札の変更、年率の区分集計など膨大な事務負担が強いられる、設備導入も強いられる。この新たな事務負担に耐えられずに倒産や廃業に至る中小零細企業がふえるという懸念が寄せられております。

そこで、このインボイス導入によって中小零細企業ヘの負担がどんなふうになっていくか、その辺、県としてどんなふうに認識されているのか、お尋ねしておきたいと思います。

**◎田中新太郎商工労働部長**　消費税の引き上げに伴いまして飲食料晶等に軽減税率が導入されることとなっているところでございますけれども、御指摘のインボイスの導入時期は平成33年度とされておりまして、それまでの間吐事務負担の軽減を図るため、簡素な経理方式をとることとされております。

また、国におきましては軽減税率の導入に当たり複数の税率に対応できるレジスターの導入、電子的な受発注システムの改修等について準備が滞ることがないよう中小小売業者等に対しまして資金的な支援も実施するということにしているところと聞いております。

あわせて、国の27年度の補正予算では軽減税率制度を円滑に実施するために、中小企業団体等と連携をし、講習会、フォーラムの開催、相談窓口の設置や専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、普及啓発等を実施するというふうにしておりまして、本県におきましては商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、ISIC0などと連携し、中小企業の皆さん方からの相談にしっかりと対応していきたいと考えているところでございます。

**◎佐藤正幸委員**私は本当にそれが対応できるのかどうか、そもそも増税しなければこんなことやる必要ないわけでありますから、増税中止ということで頑張っていきたいというふうに思っております。

もうひとつ、この問題でお尋ねしておきたいのは、このインボイスの導入が業者の6割を占める売上高1,000万円の免税業者の方々を取引から排除するのではないかという問題についてです。

例えば、ある免税業者である電気工事者の方、大手の得意先から売上高が30%から40%を占める。この免税店の方にインボイス制度が導入されると、得意先のところからは適格請求書というものが求められて課税業者というものを選択せざるを得なくなるというようであります。しかし、そうすると課税業者になると今まで消費税を取っていなかった個人宅や工務店に，も消費税を求めることになります。そうすると売り上げに影響が出ます。消費税が納税できるのかどうかと、こういう不安があってそれも厳しい。どっちを選んでも苦しい状況に追い込まれるという悲鳴が今上がっております。こうなると、取引そのものから排除されるということになりかねないというふうに私は思います。

こういう問題もあると私は思うんですが、その辺は県としてはどんなふうに認識されているのか。そもそも影響が出ると思われる免税店以下の事業者は県内にどれぐらいあるのか、あわせてお尋ねしておきたいというふうに思います。

**◎田中新太郎商工労働部長**　まず初めに、県内の消費税の免税事業者の数についてお答えをいたしますが、総務部が国税庁の平成26年度の税務統計等をもとに推計した結果でございますけれども、全事業者数の62%に当たる約4万9,000社と見込んでおります。

インボイスの導入後におきまして、免税事業者はインボイスを発行できないこととなりますから仕入れ税額控除の対象外となるわけでございますが、制度導入後6年間の経過措置として、免税事業者からの仕入れについてもー定割合の仕入れ税額控除を認めるというふうにされていると承知をしております。

また、国におきましては税制改正法案の附則におきまして、消費税の軽減税率制度の導入後3年以内をめどに事業者の準備状況及び事業者取引ヘの影響の可能性などを検証して、必要があると認めるときは法制上の措置等を講ずるとされているところでございまして、県といたしましても今後の国会の議論を注視していきたい、このように考えているところでございます。

**◎佐藤正幸委員**　私は改めて中小零細企業、特に免税店以下の零細企業の方を守るためにも消費税の増税中止ということで、引き続き頑張っていきたいというふうに思っております。

次の質問に、それでは移りたいというふうに思います。

TPP問題について、次はお尋ねをしたいと思います。

開会中のこの議会、3月8日の日に環太平洋連携協定、TPP本体の承認案と関連法案日本を安倍内閣は閣議決定して国会へ出しました。TPP協定そのものは附属文書を含めて8,400ページ、7割の6,000ページ分は日本語訳にもなっておりません。交渉過程も明らかにされていないなど、国民に対して情報は開示されていないと私は言わざるを得ません口にもかかわらず、TPPの影響に関して県としての試算をするべきだと私、一般質問にしましたら、「国の試算では生産は維持され、農家所得も確保されるとしているので、県として生産額の減少を試算し、公表することはそれほど大きな意味はない」と、ここまで述べられました。私は余りにもひどい答弁だというふうに思いました。

では、お聞きしたいんですけれども、県内の農林漁業関係者の方々から県内の影響はどうかと聞かれたときに、「国は影響がないと言っているので県内も影響がありません」と、こういう説明をするおつもりでしょうか。これで県内の農林漁業関係者の皆さんの不安は解消できるのか、ここは知事の基本的な認識をお尋ねしておきたいというふうに思います。

**◎谷本正憲知事**　国は昨年末に公表したTPP協定の経済効果分析について、全都道府県で開催した説明会により国民の理解が一定程度進んできており、引き続き市町別、集落別などよりきめ細かに丁寧な説明を続けていくということにしておられるわけであります。国は今回の分析結果について、「関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、生産コストの低減·品質向上等の体質強化対策や経営安定対策などの国内対策を講ずることにより、引き続き国内生産量は維持され、農家所得も確保される」としておられるわけであります。

そして、本年秋を目途に農林水産業の競争力強化等に向けた具体の対策を取りまとめることとしておりますことから、県としては引き続き農林水産業は将来にわたり持続的に発展していけるよう必要な対策を講じることを、全国知事会等を通じてしっかり要請をしてまいりたい、こういう思いであります。

**◎佐藤正幸委員**　どうもなかなか姿勢が変わらないので、今知事も丁寧な説明というふうにおっしゃられたようですけれども、実際農水省が各県で説明会を開いているようですけど、不安と疑問の声は後を絶ちません。

例えば私、実際に政府の説明資料、私も手元に持って読んでみましたけど、例えば政府は米の問題でも輸入米が拡大したらその分、国産米を備蓄米として買い取ると、こう説明しています。国産米を備蓄米として買い入れたら、それは結果的には安い飼料米として処分される、売却されることになります。そうなったら国の財政負担は本当にできるのかと、ちゃんと国は財政支援してくれるのかと、こういう不安の声が出てきているわけですね。

いろんな項目について生産額の影響ありますけど、例えば小麦については、生産額は減少するけど、体質強化対策や経営所得安定対策の適切な実施により引き続き生産や農家取得が確保され、国内総生産量が維持されると見込むというような表現が19品目にわたってあるわけです。要は対策があるから大丈夫だと、この一言で済まされているわけですよね。こんな説明で誰が安心できるのかと私は言わざるを得ません。しかも今お話ししたように試算の対象は19品目しかありません。あとの19品目以外のものは試算すらしていないのであります。JA長野では四品目に含まれない、長野ですからブドウとか7品目の影響を試算して、長野県だけで約75億円生産額が減少するというふうに発表しています。これが私は県の役割ではないかというふうに思うんですよね。

そこで、せめて県として19品目以外で、県内で生産されている主な農産物や産出額は現在どうなっているのか、ここは農林水産部長に現状についてだけお聞かせ願いたいというふうに思います。

**◎棗左登志農林水産部長**　国が経済効果分析の対象としていない品目のうち，県内で生産されている主な農産物の産出額につきましては、国の農杯水産統計でございますけれども、26年はスイカが16億円、大根が11億円、サツマイモが10億円、トマトが10億円、ブドウが10億円などとなっているところでございます。

**◎佐藤正幸委員**　いま出された主要な農産物が、では、TPPによってどんな影響が出るのかと、そういう試算なり検討を私はやるべきではないかというふうに思うんですよね。国会での議論、若干紹介しますと、例えば国会決議は「農林水産物の重要品目については、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とする」と、こう国会決議にありますが、国会で石原経済再生大臣は「TPPに除外はない」と、こう言ったわけですよ。もう明確な国会決議違反です。首相に至っては「除外という言葉は最初から使ってない。協定のテーブルにのってない」というふうに言うわけです。もうこれで農家ヘの裏切りだと私は言わなければなりません。午前中の質疑でもありましたけれども、県内の農家の方々9割が、後継者がいない、10年以内に7割の農家の方々がやめるという悲鳴が上がってきているわけですよ。これでTPPが導入されては一体どうなるのか、やっぱり県内の農家を支える家族経営で頑張っている農家の方々、生活基盤を支え、文化も支えているこの家族経営を本当に思い切って支援する、このことを私は求めてこの質問を終わりたいというふうに思います。

時間の関係で最後になりますけれども、最後、能美市、白山市を流れる熊田川、西川の合流部の治水対策について、土木部長にお尋ねしておきたいと思います。

これは3年前の2月議会でも質問があったようですけれども、手取川本川の外水氾濫防止のため、国において樋門設置の基本計面と設計費が計上されているというふうに思います。これは地元からの大変強い要望でもありますので、この樋門設置についての整備，の見通しについて、国や県や市の負担割合も含めて土木部長に最後お尋ねしておきたいというふうに思います。

**◎常田功二土木部長**　国では平成18年に策定した手取川水系河川整備計画におきまして、逆流防止対策として手取川三西川、熊田川の合流点に樋門を設置する計画としております。ただ、国からは現在、手取川の流下能力の向上と西川、熊田川の水位低下を図るため手取川河口部の河道掘削を進めておりまして、樋門設置の時期についてはこの工事の整備状況を考慮しながら検討していくということを聞いております。

県としましても、白山市、能美市とともに手取川河道掘削の早期の完成と樋門工事の早期着手を国に要望してまいりたいと考えております。

**◎佐藤正幸委員**　ぜひ地域、地元の要望に応えた計画になるようにぜひ県としても頑張っていただきたいというふうに息います。

時間が来ましたので、これで質問終わります。